

「堺すすめ踊り協賛会」定款

〔名称〕

第1条 この会は、「堺すすめ踊り協賛会」（以下、「本会」という）と称す。

〔事務所〕

第2条 本会は、主たる事務所を堺市に置く。

〔目的〕

第3条 本会は、堺にゆかりのある郷土芸能“仙臺すすめ踊り”を絆として「人が輝き、地域を元気に！」を合言葉に“すすめ踊り”を新たな堺の市民文化として普及し、世代間交流および生きがいと住みがいのあるまちづくりを目指すことを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) すずめ踊りを堺の市民文化として育成し普及する事業
- (2) すずめ踊りおよびお囃子の支援事業
- (3) 堺すすめ踊りと仙臺すすめ踊りの相互交流事業
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

〔会員の種類〕

第5条 本会の会員は、以下の3種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 運営会員
- (3) 祭連会員

〔正会員〕

第6条 正会員は、この会の目的に賛同し会費を納入し登録した者とする。

〔運営会員〕

第7条 運営会員は、この会の目的に賛同し運営のために必要とする者を会長が委嘱する。

〔祭連会員〕

第8条 祭連会員は、この会の目的に祭連として賛同し登録した者とする。

〔入会金及び会費〕

第9条 入会金及び会費の額は、総会において決定し細則に定める。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

〔資格の喪失〕

第10条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来る。

〔役員の種類及び定数〕

第11条 この会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

〔役員を選任〕

第12条 役員は、総会において正会員および運営会員の中から選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2～3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計担当 1名

3 監事は、理事またはこの会の事務局員をかねてはならない。

〔役員職務〕

第13条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の議決に基づき会務を処理し会の業務執行にあたり、その責任を負う。
- 4 監事は、業務の執行状況、収支予算ならびに決算の監査を行う。

〔役員任期〕

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

〔顧問・相談役〕

第15条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営の基本事項について専門的な立場で支援する。
- 4 相談役は、会の諮問に応じ意見を述べまたは相談に応じる。

〔総会〕

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた時または会員の5分の1以上から会の目的たる事項を示して開催の請求があった時招集する。
- 4 総会は、委任状を含め会員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 総会は、次の事項を審議し、出席議決数の過半数をもって決定する。可否 同数の時は議長の決するところによる。
 - (1) 定款の改訂
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認
 - (4) 理事ならびに監事の選任及び解任
 - (5) 入会金及び会費の額
 - (6) 解散した場合の残余財産の処分
 - (7) その他理事会において重要であると認め付議された事項

〔総会の議長〕

第17条 総会の議長は、会長または会長の指名した会員がこれにあたる。

〔総会の議事録〕

第18条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人2人が署名し、この議事録をこの会の事務所において保管する。
- 3 議事録には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時、開催場所、議決総数、委任状を含む出席議決数
 - (2) 審議事項及び議決事項

(3) 議事録署名人の選任に関する事項

〔理事会〕

第19条 理事会は、理事を持って構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 理事会は、この定款が別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔理事会の議事〕

第20条 理事会の議長は、会長または会長の指名した理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては、委任状も含めて理事現在数の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数以上をもって議決する。
- 4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、議長および出席理事の中から選任された議事録署名人1名が署名する。

〔事務局〕

第21条 本会の運営に関する事務を処理し統括するために事務局を設置する。

- 2 理事の中から互選により事務局長を選任し事務局の統括を委嘱する。
- 3 事務局員は事務局長の推薦により会長が委嘱する。

〔担当〕

第22条 本会は、その目的達成に必要な事項を実施するために担当を設置する。

〔担当の構成〕

第23条 担当の設置は、理事会にて決定する。

- 2 担当は、理事をもって構成する。

〔資産〕

第24条 本会の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金及び助成金。
- (3) その他の収入

〔資産の管理〕

第25条 本会の資産は、理事会の議決を経て理事会計担当が管理する。

- 2 この会の経費は資産をもって支弁する。

〔収支予算及び決算〕

第26条 本会の事業計画及び収支予算は理事会で決定する。

- 2 会長は、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書ならびに収支決算書および貸借対照表を作成し、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

〔事業年度〕

第27条 本会の事業年度および会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

〔細則〕

第28条 この規定に定めのない事項については、理事会の議決を得て会長が定める。

付則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業年度は、第26条の規定に関わらず、成立の日から平成21年12月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第25条の規定にかかわらず、設立総会で定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の役員ならびにその役職は、次に掲げる者とし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、平成21年12月31日までとする。

理事・会長 葛村和正

理事・副会長 前田寛司 北側和代

理事・事務局長 小泉博則

理事・会計担当 佐野明子

理事 前田秀一 石塚昌志 吉岡紘一 立花孔一 中島 豊

監事 志摩達夫 池田三津子

「堺すずめ踊り協賛会」 細則

〔入会金及び年度会費〕

第1条 本会の入会金及び年度会費を以下のように定める。

| | 入会金 | 会費 |
|--------|-----|----------|
| 1 正会員 | 0 円 | 10,000 円 |
| 2 運営会員 | 0 円 | 0円 |
| 3 祭連会員 | 0 円 | 0円 |

〔事業の種類〕

第2条 本会事業の行事は次の2種とする。

- 1 本会主催行事…本会が主催して行う行事
- 2 本会参加行事…本会として参加する行事

〔行事の成立〕

第3条 行事は、理事会の決定をもって成立するものとする。ただし、毎年の恒例行事は、会長の判断にゆだねる。

- 2 行事の受付窓口は、事務局長とし、理事会決定後担当理事を決定する。

〔付則〕 この細則は、平成20年1月28日より施行する。

〔施行：平成20年1月28日〕

〔改訂：平成27年3月16日〕

〔改訂：平成28年7月25日〕